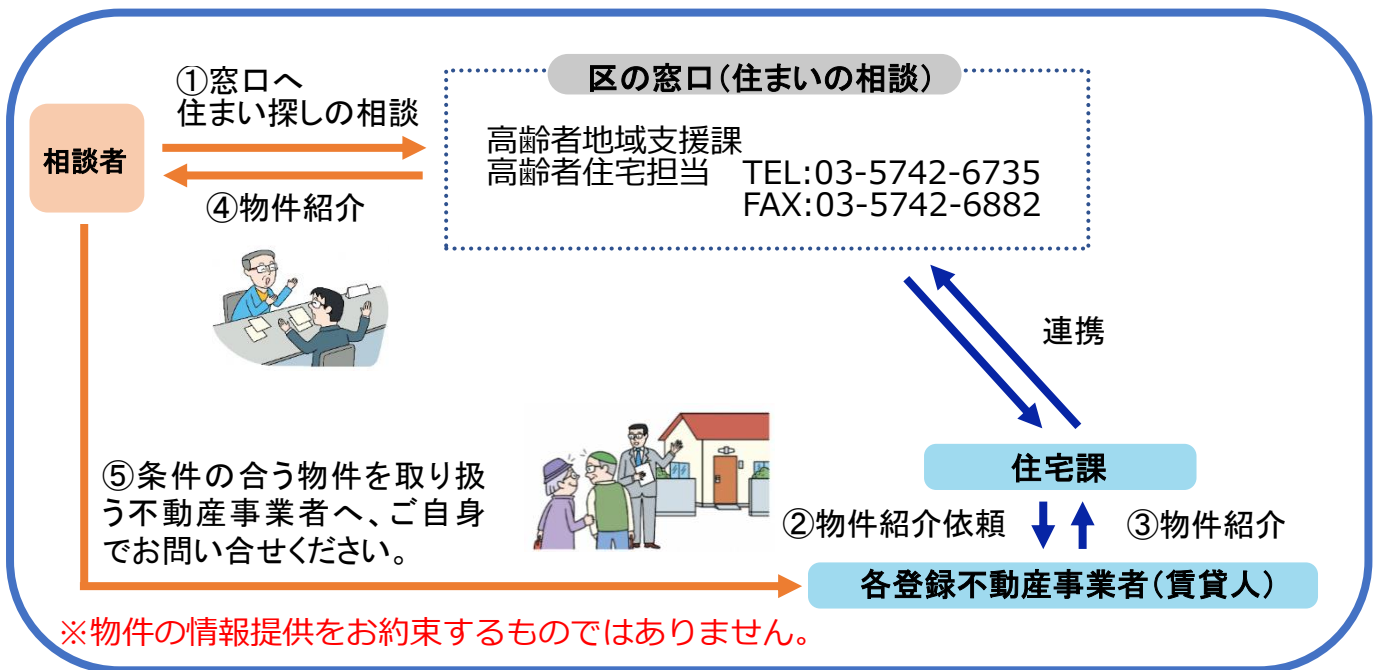


民間賃貸住宅への入居でお困りの方へ

高齢者住宅あっ旋事業の概要

品川区では、民間賃貸住宅への入居に関してお困りの方に対し、不動産事業者と区が連携して住宅をあっ旋し、礼金等の助成をします。まずは区の窓口へご相談ください。

住宅あっ旋の流れ（住宅確保要配慮者入居促進事業と連携）



対象となる方

○下記のすべてに該当すること

- ・ 65 歳以上の単身世帯または構成員が全員 65 歳以上である世帯の者
- ・ 品川区に引き続き 2 年以上居住していること
- ・ 賃貸人の親族でないこと
- ・ 登録不動産事業者の従業員でないこと
- ・ 過去に本事業に基づくあっせんを受けている場合、賃貸借契約日から 1 年を経過していること

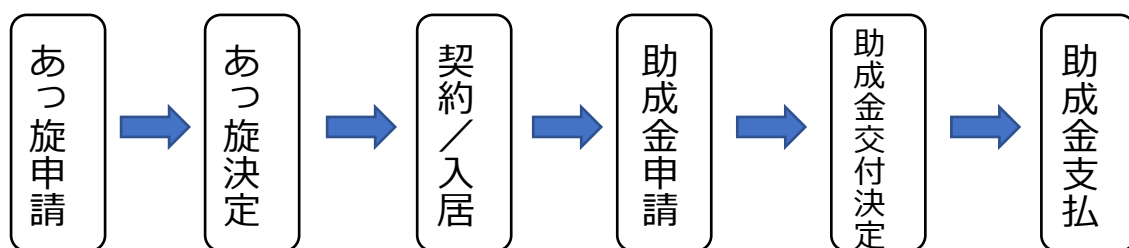
➡裏面に続く

入居に伴う礼金等の助成について

助成金の申請の流れ

高齢者住宅あつ旋事業に申請し、契約・入居された方には、礼金等の入居時の一時経費を助成します。※所得の制限があります。

【助成の流れ】



【要件】

※世帯主の前年所得が以下の基準額以内であること

- 単身者…2,572,000 円以内
- 2人世帯…3,052,000 円以内

【提出書類】

- ① 助成金交付申請書
- ② 助成金交付請求書
- ③ 支払金口座振替依頼書（※記入に**銀行届出印**が必要です）
- ④ 新たに契約した賃貸借契約書の写し
- ⑤ 契約時に支払った礼金等の計算書、領収書の写し

①～③の書類は、区役所にあります。

助成内容について

【助成金の限度額】 ※立ち退き料等がある場合は、その額を助成額から控除します。

助成内容	限度額	
	単身	世帯
敷金	35,000 円	55,000 円
礼金	35,000 円	55,000 円
仲介手数料	35,000 円	55,000 円
合計	105,000 円	165,000 円

※家賃が限度額よりも低い場合は、家賃と同額になります。

お問合せ

品川区 福祉部 高齢者地域支援課 高齢者住宅担当

〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36

TEL : 03-5742-6735 FAX : 03-5742-6882